

**法第 43 条第 1 項許可申請書作成時の留意点**  
**(開発審査会基準第 17 号 既存の宅地における開発行為又は建築行為等)**

図書の種類	明示すべき事項	備考
申請書	申請文の〔 〕内の該当するものを□で囲む。	土地の一部を申請地とすることは、できません。(例：○番の一部)
	1 欄：敷地全体の実測面積（小数第 3 位を切り捨て、第 2 位までを記載する。筆ごとの記載は不要）	
	2 欄：予定建築物の用途	
	3 欄：新築の場合は、斜線を記載する。	
	4 欄：令第 36 条第 1 項第 3 号ホ 既存の宅地における開発行為又は建築行為等	
	5 欄：農地転用許可、水路占用許可、道路承認工事等の申請状況等を記載する。(無ければ斜線を記載する。)	
住民票	申請者が個人であって、予定建築物の用途が自己の業務の用に供するものである場合は、添付する。	
法人の登記事項証明書	申請者が法人であって、予定建築物の用途が自己の業務の用に供するものである場合は、添付する。	目的欄に申請に係る事業の記載があること
土地の登記事項証明書	正本には法務局の原本を添付する。	
	仮換地又は一時利用地の場合は、その証明書を添付する。	
	線引き後に合筆・移記等のある場合は、閉鎖謄本及び閉鎖土地台帳を添付のこと。	
付近見取図	図面名称、方位、縮尺、申請地（赤枠）、市街化区域と市街化調整区域の名称及び区域界（橙色）、排水先の河川までの経路（黄緑）、放流先の河川等の名称を記載する。	都市計画図（1/2, 500） 縮小・拡大コピーをしないこと 都市計画図の作成年月日を明示 現地調査年月日を明示（調査者を記名する。）
	おおむね 50 戸以上の連たんする建物を黄色で塗りつぶし記載する。	
土地の公図（写し）	図面名称、方位、縮尺、申請地（赤枠）、排水河川までの経路（黄緑色）を記載する。	縮小・拡大コピーをしないこと。
	法務局の原本（副本は当該原本の写し（原本と相違がないことを明記する。）でも可）を添付する。	
	申請地隣接地が字界等となる場合は、対側の図面を添付し、合成図を参考として添付する。(申請地以外は、登記情報サービス可)	
実測図	図面名称、縮尺、作成者を記載する。	図上求積可
	法務局の地積測量図の写しである場合は、原本と相違がないことを明記し、原本との照合者を記載する。	
	全体面積の小数第 3 位を切り捨てして算出する。	

敷地現況図 (敷地内配置図)	図面名称、方位、縮尺、申請地(赤枠)、敷地の境界・寸法、道路の建築基準法上の種類・幅員(1路線につき2ヶ所以上明示し、実測値である旨記載)、敷地・隣地・道路のレベル(造成の有無が確認できるよう記載)(造成が無い場合は、その旨を記載)、建築物の位置(青枠)・用途、出入口位置、がけ及び擁壁の位置・構造・法面は安定勾配以下であること(もしくは県告示第899号に基づく安全性の確認)、排水施設的位置・最終枡の位置・種類・排水方向・敷地内雨水排水(黄緑色)・放流先の名称、占用許可・承認工事等の区域の明示・許可日及び番号を記載する。	1/200以上(三角スケールで測定できない縮尺は、不可とします。)
排水施設構造図	図面名称、縮尺、最終排水枡及び排水先の構造断面を添付する。	1/50以上(三角スケールで測定できない縮尺は、不可とします。)
	流出入配管の位置及びサイズ、泥溜めの高さ(150mm以上)を記載する。	
建物各階平面図	図面名称、縮尺、面積表、主要寸法、各室の用途を記述する。併用用途のある場合は、赤枠で明示する。(物置等附属建築物を含む。)	1/200以上(三角スケールで測定できない縮尺は、不可とします。)
	設計者の記名(建築士法による。)	
建物立面図	図面名称、縮尺、高さを記載する。2面以上(物置等附属建築物を含む。)	1/200以上(三角スケールで測定できない縮尺は、不可とします。)
	設計者の記名(建築士法による。)	
委任状	土地の所在、主要用途、工事種別、委任事項、委任した日付、申請者を記載する。	申請者氏名は、署名でなくとも可
誓約書①	日付、市長宛、申請者、土地の所在、地積及び建物用途、並びに「転売」、「賃貸」及び「用途変更」しない旨、並びに「自己の業務の用に供する」旨を記述する。	添付は、用途が自己の業務の用に供する場合に限る。 申請者氏名は、署名でなくとも可
誓約書②	日付、市長宛、申請者、土地の所在、面積、建物用途、周辺の環境条件(騒音、振動、悪臭、日影、遮光、大気汚染等)に悪影響を及ぼさない旨、周辺の環境条件への影響を記述する。	添付は、用途が工場の場合に限る。 申請者氏名は、署名でなくとも可
権利関係者の同意書	土地の所在、面積、地目、権利の種類、同意日付、権利者の住所・氏名を記載する。	所有権者のものを添付する。 同意の相手は申請者
排水承諾書	土地の所在、面積、用途、排水先の管理責任者の承諾。隣地等をまたぐ場合は、土地所有者がわかる資料を添付する。	

<p>その他</p>	<p>店舗の場合 風俗営業等でないこと。  倉庫の場合 危険物の貯蔵は準住居地域並みの規模まで。  工場の場合 建築基準法施行細則（愛知県規則第 55 号）に基づく工場に関する報告書（様式第 6）が添付されていること。  田原市環境政策課との調整が図られていること。</p>	
	<p>連たんを敷地間で取扱う場合は、それぞれの敷地が確認できる資料（例：建築確認の配置図、家屋課税証明書、公図等）を添付する。</p>	
	<p>技術基準（都市計画法施行令第 26 条、第 28 条及び第 29 条の規定）に適合していることを確認すること。</p>	